

# デジタルアーカイブの連携に関する検討状況について

## 【現状と課題】

- 分野・地域を超えて日本の知識を集約するデジタルアーカイブを構築することにより、教育・防災・ビジネスへの利活用が期待でき、インバウンドの促進や海外における日本研究への活用にもつながり得る。
- EU、米国、韓国、NZ等諸外国においても政府主導でのデジタルアーカイブの整備が進展している。
- 我が国においても、コンテンツのメタデータ(目録、所在情報等)を共有できる「分野横断統合ポータル」を構築するとともに、オープンなデジタルコンテンツを増やし、デジタルアーカイブの利活用を促進する必要がある。

- 「デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会・実務者協議会」(平成27年11月～ 座長:高野明彦国立情報学研究所教授)において、**報告書を取りまとめるとともに、ガイドラインを策定※**

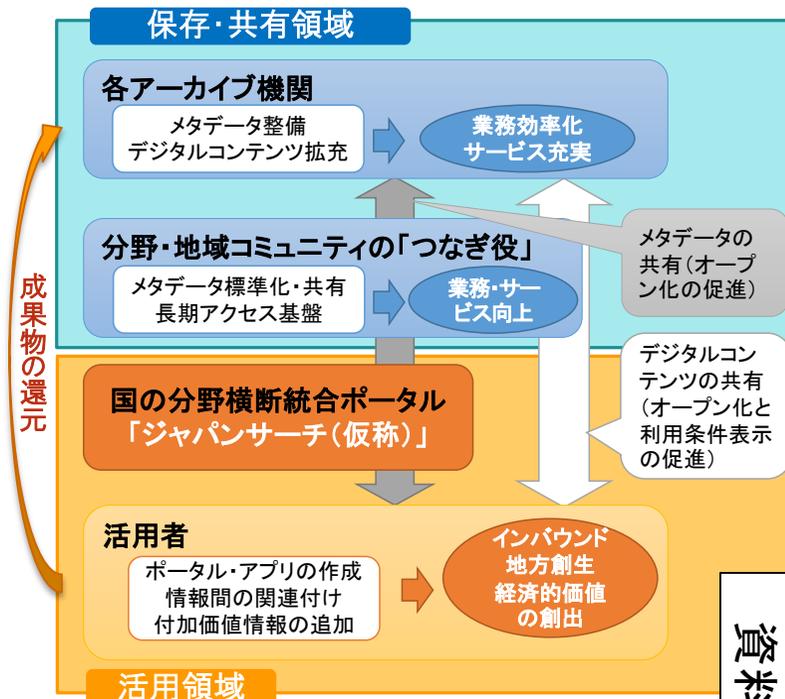
※報告書・ガイドラインの本体と概要版は、以下のリンク先に掲載。

[http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/digitalarchive\\_kyougikai/index.html](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/digitalarchive_kyougikai/index.html)

- **報告書においては、主に今後の国の取組の方向性を提示**
  - 分野・地域コミュニティに「つなぎ役」を設置、「つなぎ役」によるメタデータ集約等の取組を支援
  - 各アーカイブ機関のデジタルコンテンツの拡充等の取組を支援
  - 国として分野横断統合ポータル(「ジャパンサーチ(仮称)」)を構築
  - 公的機関を中心としたデジタルアーカイブの連携と公開の推進
  - 産官学で課題・解決策を共有するためのフォーラムの開催
- **ガイドラインにおいては、主に各アーカイブ機関が行うべきメタデータの取扱いや利用条件表示について提示**
  - 目録・所在等情報(メタデータ)の必須項目の内容とそのオープン化
  - デジタルコンテンツの利用条件表示に関するルール化



デジタルアーカイブ社会のイメージ(例)



デジタルアーカイブの共有と利活用に向けて

# 「デジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドライン」の概要

## 対象と目的

- 博物館・美術館、図書館、文書館、大学・研究機関、企業、官公庁・地方公共団体などの様々なコンテンツを保有する「アーカイブ機関」が、コンテンツの活用を意識しつつ、自らのデジタル情報資源の整備・運用のために役立つものとなるよう作成。併せて、アーカイブデータを活用する者が留意すべき点及び取り組むべき事項についても提示。
- 本ガイドラインに沿って提供されたメタデータ等によって、アナログも含めた多様なコンテンツが探索しやすくなり、観光・学術研究・教育・防災・ビジネスなどの様々な分野における活用が進展することが期待される。

## 本ガイドラインの主な内容

### 【デジタルアーカイブの整備に当たって行うこと】

○コンテンツのメタデータ(目録、所在情報等)の整備、デジタルコンテンツの作成・収集 など

### 【データを共有するに当たって行うこと】

○メタデータ、サムネイル・プレビュー、コンテンツのオープン化(自由な二次利用が可能)の推進

○メタデータ、サムネイル・プレビュー、コンテンツの利用条件の表示を推奨

データ種別	自らが著作権を保有するものの二次利用条件
メタデータ	CC0
サムネイル/プレビュー	CC0、CC BY、(PDM)
デジタルコンテンツ	CC0、CC BY、(PDM)

○メタデータの共有のため、表形式データでのウェブ公開のほか、分野・地域のコミュニティの「つなぎ役」との連携 など

### 【データを活用するに当たって行うこと】

○アーカイブデータの活用者による、付加価値情報のデータ提供者へのフィードバック、情報間の関連付け など

上二つをオープンに(自由な二次利用が可能な条件で)流通させることで、コンテンツの活用が促進される

